

かながわソーラーバンクシステム実施要領

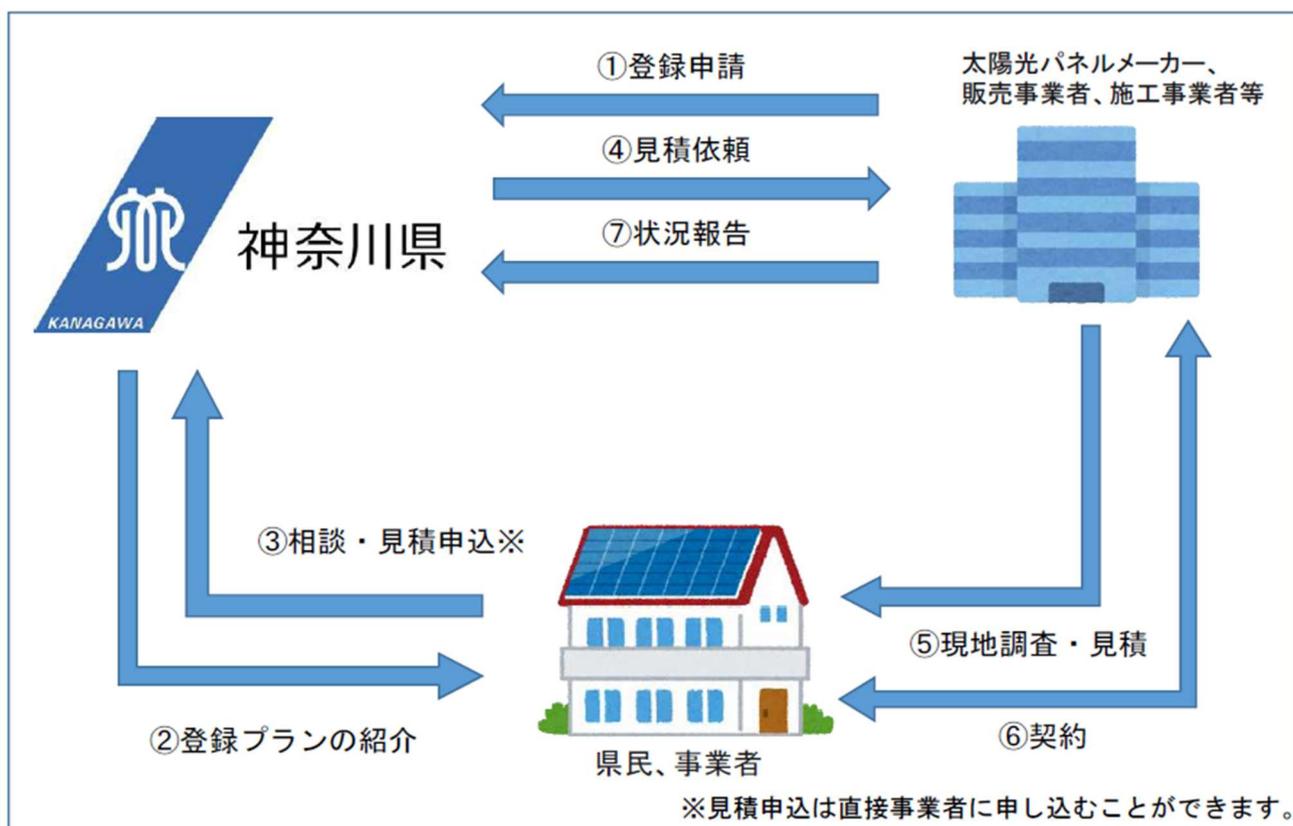
令和4年4月26日 神奈川県制定

1 目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入加速化などに取り組んでいます。

その一環として、太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々に安心して設置していただける民間事業者を募集し、その事業者の設置プランを「かながわソーラーバンクシステム」（以下「ソーラーバンクシステム」といいます。）にて紹介することで、太陽光発電の導入促進を図っていきます。

【かながわソーラーバンクシステム概要図】



2 募集内容

太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々に安心して設置していただける設置プランを募集します。

(1) 基本プラン

次の要件を満たすプランとします。

表1 基本プランの仕様・登録要件

設備	太陽光発電設備
設備要件	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たすこと。
機能等の保証	公称最大出力80%以上 最低10年間（無償）
システム保証	最低10年間（無償）
施工保証	最低10年間（無償）
見積料	無料であること。
その他	設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 未使用品であること。 地絡検知機能を有していること。 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）の1kW当たりの単価が調達価格等算定委員会における直近の調達価格等に関する意見に示された住宅用太陽光発電のシステム費用の想定値未満であること。 蓄電システムを併せて設置する場合は、令和3年度又は令和4年度に環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備であること、若しくは表2の基準を全て満たしていること。

表2 蓄電システムの要件

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること。	「ECHONET Lite」規格、その他EMS機器等と通信可能な機能を持っていること。 （充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと。）
蓄電容量、定格容量及び繰り返し充放電耐久性	定格容量：JIS C 8715-1で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること。

(サイクル耐久性) に関して、一定の基準を満たすこと。	蓄電容量：1.0kWh以上であること。 サイクル耐久性：25°C±5°Cの環境において、放電終止電圧まで20%以上の指定した値で2,000回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の60%以上であること。
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	定格出力及び出力可能時間：明示すること。 保有期間：適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること。 修理保証：6年間の修理対応(有償無償問わず)及びその明示、保守部品保持 廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること。 アフターサービス：連絡先を明示すること。
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと。	JIS C 8715-2を満足すること又はSBA S1101:2011 (一般社団法人 電池工業会発行) に準拠した安全性を有すること。

(2) 0円ソーラープラン

ア 住宅用0円ソーラー

「(1) 基本プラン」の登録要件を満たした上で、以下の条件を全て満たすプランとします。なお、全てを満たしたものを「かながわプラン」と称します。

- (イ) 住宅所有者の初期費用無しで、県内住宅（集合住宅含む。）に発電出力が5kW未満の太陽光発電を設置するサービス（電力販売又はリース）であること。
※ 太陽光発電の販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。電力販売及びリースの定義については「表3 電力販売及びリースの定義」による。
- (ロ) 太陽光発電設備が故障した場合、契約期間中は設置者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- (ハ) 契約終了後に太陽光発電設備が県民に原則として無償譲渡されること。
- (ニ) 太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されており、太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- (ホ) 住宅所有者との契約について、サービス期間が太陽光発電設置から5年以上であること。また、契約終了後も当該太陽光発電が法定耐用年数（17年間）の間、継続して県内住宅において発電していることと見込まれること。
- (ヘ) 住宅に太陽光発電設備から供給される電気には、環境価値が伴っていること。ただし、県内で環境価値が利用されている場合にはこの限りではない。
- (ヘ) 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金を活用した上で、「表4 事業要件」を満たすこと。
- (コ) 契約後、申請額の合計が県の予算の範囲を超えたことなどにより、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金が交付されないことが判明した場合、住宅所有者が契

約を無償で解除可能となっていること。

イ 事業所用0円ソーラー

「(1) 基本プラン」の登録要件を満たした上で、事業者の初期費用無しで、事業所に太陽光発電を設置するサービス（電力販売又はリース）とします。

表3 電力販売及びリースの定義

種類	定義
電力販売	太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅所有者等に販売するものをいう。
リース	契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」といいます。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

表4 事業要件

種類	要件
電力販売	発電出力が5kW未満の太陽光発電設備を対象とするもので、通常のサービスの範囲外であるもの
リース	発電出力が5kW未満の太陽光発電設備を対象とするもので、5kWの設置と同等以上のメリット※を実現するもの ※5kW未満の設置時の自家消費及び余剰電力売電によるメリットからリース料金を差し引いた額が、5kW以上の設置時のそれと同等以上になること。

(3) その他の特長のあるプラン

その他、事業者が独自に考案し、県が特長のあることを認めたプランとします。

3 登録申請事業者

登録申請する事業者は、登録した設置プラン（以下「登録プラン」といいます。）に則して太陽光発電設備を設置し、設置後は保証や定期点検等を行うこととなりますので、必要な体制を整えてください。

また、登録申請は、単独の事業者が行う場合と、複数の事業者が団体等を組成して行う場合が想定されます。後者の場合は、複数事業者のうち登録申請する事業者一者を代表事業者（以下「代表事業者」といいます。）とします。

(1) 代表事業者等の役割

代表事業者等は、次の業務を行うものとします。

- ア 登録プランの申請手続
- イ 現地調査、見積書作成、設置工事等の進捗管理及び必要な事業者間の調整等
- ウ 県民から、見積申込み等を受けた案件や成約状況に関する県への報告
- エ その他、ソーラーバンクシステムに関する県との連絡調整

(2) 代表事業者の要件

代表事業者は、次の要件を備えていることとします。

- ア 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- イ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- ウ 次の申立てがなされていないこと。
 - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- エ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- オ 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- カ 県税その他の租税を滞納していないこと。
- キ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ケ 登録プランの太陽光発電設備を確保し、滞りなく供給すること。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。また、代表者及び役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- サ 上記各事項について、個々の事業者にも順守させること。

(3) 個々の事業者（販売事業者、施工事業者）の要件

ソーラーバンクシステムに参加する事業者のうち、販売事業者（太陽光発電設備等を設置する県民と直接、契約を締結する事業者）と施工事業者（太陽光発電設備等の設置工事を行う事業者）については、「ア 実績」に関する要件を満たし、可能な限り「イ 事務所の所在」に関する要件を満たしていることとします。

- ア 実績
 - 登録プランで採用する太陽光モジュール等の取引実績又は施工実績があること。もしくは、同等の実績があると認められること。
- イ 事務所の所在
 - 県内に現に事務所を有して事業を行っていること。この事務所は、支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有していること。

4 ソーラーバンクシステムの運用に係る役割分担

(1) 神奈川県

ア 相談対応

太陽光発電設備等の設置に関する一般的な相談に応じます。

イ 広報

ソーラーバンクシステム及び登録プランについて、県のホームページ等に掲載するなど多様な方法で積極的にPRを行います。

ウ 見積申込受付

県民・事業者から登録プランの見積申込を受け、登録事業者に送付します。なお、県を経由せず、直接登録事業者に見積申込することも可能とします。

(2) 登録事業者

ア 業務

登録プランの見積依頼を受けた後は、原則として次の業務を行うこととします。ただし、申込者の意向によっては、仮見積書の提示を省略しても構いません。なお、(ア)及び(イ)については、無料で行っていただきます。

(ア) 仮見積書の提示

申込者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示してください。（その場合、申込者に対して設置予定建物の図面等の貸し出しを依頼することができます。）

(イ) 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

申込者と調整の上、現地調査を行い、現地調査に基づく見積書を申込者に提示してください。

(ウ) 契約締結及び工事施工等

太陽光発電設備等の設置に係る契約締結に至った場合には、速やかに設置工事を行い、契約内容に基づいた対応を行っていただきます。

また、太陽光発電設備等を設置するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどが必要となる場合や登録プランと異なる仕様の太陽光発電設備等を設置する場合は、申込者と協議していただきます。

イ 遵守事項

(ア) ソーラーバンクシステムに係る対応状況の定期報告

ソーラーバンクシステムに係る対応状況について（様式10）により県エネルギー課にメール等により年度ごとに報告していただきます。

(イ) 事故等の報告

現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、苦情を受けた場合、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告していただきます。

(ウ) 個人情報の管理

見積申込みや現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵

守し、適切に管理していただきます。

ウ 県への協力

(ア) 調査への協力

県内外における営業状況、事業の契約状況等、県が行う調査に協力していただきます。

(イ) 普及への協力

県内における普及啓発を行うため、県と連携した取組に協力していただきます。

5 設置プランの登録申請受付期間及び方法等

(1) 申請受付期間

通年受付（8時30分から17時まで）※祝日、休日及び12月29日から1月3日を除く。

(2) 申請方法

申請書及び添付資料を郵送又はメールで県エネルギー課へ提出してください。

メールでの提出を希望する場合は、県エネルギー課にお問い合わせください。

(3) 質問及び回答

不明な点がある場合は、随時、県エネルギー課にお問い合わせください。

(4) 登録処理期間

申請書に不備がない場合、申請書の受領後、2週間程度で登録を行います。また、登録プラン等の内容に関して問い合わせる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

6 設置プラン登録申請書の提出

(1) 申請書の提出者

申請書は、代表事業者から提出することとします。

(2) 申請書及び添付資料

ア 申請書

申請する事業者の設置プランに応じて、次の様式を提出することとします。ただし、様式9については、住宅用0円ソーラーのみ提出することとします。なお、様式は必ず所定のものを使用してください。県エネルギー課ホームページからダウンロードが可能です。

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f360844/index.html>

様式1 かながわソーラーバンクシステム設置プラン登録申請書

様式2 設置プランの内容（基本プラン、その他の特長のあるプラン）

様式3 設置プランの内容（住宅用0円ソーラー）

様式4 設置プランの内容（事業所用0円ソーラー）

様式5 太陽光モジュール一覧

様式6 パワーコンディショナー一覧

様式7 蓄電システム一覧

様式8 かながわソーラーバンクシステム登録申請に係る誓約書

様式9 役員等氏名一覧

イ 添付資料

(ア) 代表事業者の商業登記簿謄本（写し可）

(イ) 代表事業者の直近の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）

- (ウ) 使用する太陽光モジュール、パワーコンディショナー及び蓄電システムが掲載された製品カタログ
- (エ) その他県が提出を求めた資料

(3) 提出後の申請書の取扱い

- ア 申請書の返却には応じられません。
- イ 申請書の著作権は、代表事業者に帰属します。
- ウ 申請書は、審査及び登録後の事業運営に使用します。
- エ 申請書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、代表事業者が負います。

7 設置プランの登録

申請書の審査を行い、本実施要領で示している要件を全て充足している設置プランを、順次登録し、代表事業者はその旨を通知します。

登録は、有効期限を設けず、原則として継続することとします。また、代表事業者及び個々の事業者が登録のための要件を満たしているかについて、県から確認を求める場合があります。

8 公表

県エネルギー課ホームページ等において、事業者名や設置プランの内容等を掲載します。

9 登録の変更、抹消、削除等

(1) 登録の変更

登録プランの内容の変更をする場合は、変更承認申請書（様式11）により、申請することとします。なお、太陽光モジュール及びパワーコンディショナーの変更等の軽微な変更については、変更届（様式12）により届け出ることとします。

(2) 登録の抹消

登録の抹消をする場合には、登録抹消申請書（様式13）により、申請することとします。

(3) 登録の削除等

登録の申請内容に、虚偽があることや重大な誤りがあることが判明した場合には、登録の削除等を行います。

また、見積申込みを受け、その後に行う現地調査や太陽光発電設備の設置工事等に関連して、県民から販売事業者や施工事業者の対応等に関する不満や苦情が、県に寄せられた場合、その状況を確認するため関連する事業者を対象に聴取や調査を行うことがあります。対応等が適切ではなかったと認められる場合には、改善を求め、速やかに対応することとします。

なお、改善が認められず、かつ、同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合には、関連する事業者の除外や、登録の削除を行います。

10 本システムの見直し

本システムの運用状況を勘案し、必要に応じて登録要件の見直し等を行う場合があります。
なお、見直しを実施する場合には一定の猶予期間を設けます。

11 問合せ先、ホームページURL

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4115

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f360844/index.html>